

第7章 計画の推進について

1. 各種連携体制の強化

(1) 行政内部の連携体制の構築

高齢者対策を進めるに当たっては、生活支援のための福祉サービスや介護保険事業といった介護長寿課のみが関係するだけではなく、地域全般の福祉や健康づくり、移動・交通、生涯学習など、その他の部署も関係してきます。

このため、「市保健・福祉・医療等関係課会議」での情報共有やケース検討を充実し、役所内部の連携を図り、計画を推進します。

(2) 行政と関係機関関係団体等との連携、情報の共有強化

高齢者福祉の事業や施策は、市と関係機関、地域の団体・人材との協力により実施されています。特に、地域包括支援センターや市社会福祉協議会、民生委員児童委員、サービス事業所、介護支援専門員と連携した地域との関わりは、高齢者施策を展開する上で不可欠なものです。

今後も「地域ケア会議」や生活支援体制整備に係る協議体（第1層協議体、第2層協議体）、各種連絡会などを中心とした関係機関や団体等との連携を図り、本計画策定において把握された課題や、地域から上がってくる地域課題を共有し、地域包括ケアシステムの深化に向けて、様々な関係機関や団体に関わりを持ちながら進めていくように図ります。

2. 市民、地域、行政の役割の周知・啓発

高齢者がいきいきと元気に、また安心して地域生活を送るためには、高齢者自身が健康に気をつけるなど「自助」が必要であるほか、地域の人々の支え合いである「共助」、行政機関の支援である公助が重要です。

この「自助」「共助」「公助」について普及啓発の機会を増やし、また「自分たちにできること」「行政の支援が必要なこと」などを考える場を設けるなど、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、そして一体となって高齢者の地域生活を支えるコミュニティづくりを推進します。

特に、住民参加による介護予防や支え合い活動が国から示され、本計画でも掲げていることから、介護予防に係るボランティアの取り組み及び人材の確保を図る上でも、市民・地域・行政の役割について啓発を図ります。

3. 計画の進行管理

(1) 定期的な事業の進行管理を行う体制の整備

本計画の進行管理にあたっては市に設置されている「地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」を活用し、年1回、取組状況の点検・評価を行います。

(2) PDCAサイクルによる進捗状況のチェック

本計画の点検・評価においては、PDCAサイクルの【計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－行動(Action)】により、これまでの運営が妥当であったか、十分な効果があったか、そして今後どのように運営されるべきかを、事業の実績、必要性及び効率性等を踏まえて総合的に評価していきます。

また、本計画の事業・施策等については、制度改正や社会情勢を勘案しながら、必要に応じて変更や追加を行う等、柔軟な対応を図ります。

